

岡山県地方独立行政法人評価委員会（第6回）の議事録

1 日 時 平成19年1月25日（木）15：00～17：00
2 場 所 県庁3F 第2会議室
3 出席委員 末長委員長、江尻委員、小川委員、黒田専門委員、中西専門委員
4 議題等

(1) 審議事項

- ① 業務方法書について
- ② 役員の報酬等の支給基準について
- ③ 中期目標・中期計画について
- ④ その他

5 概要

○議事録の確認について

議事録中、事務局発言の中での委員名の記載を修正することで了承

○業務方法書について

委 員：こういった書類を見慣れていない方もおられると思うので、私の方から説明させていただく。県の外郭団体は、こういった業務方法書を作るようになっているようです。他団体の内容もこのようないふります。定款の下の基本的な部分、事務の規程の根拠、そういう位置づけで作っている。あまり具体的に書かないで、会計細則等にゆだねる。ゆだねる位置づけとして、こういうものを作るということになっているようです。内容的には、まあこんなものだろうと思います。

委 員：「知事から指示された」とあるが、独立法人ならば、知事とは独立したものではないのか。こういうご言葉でよいのか。

（事務局）第2条の「知事から指示された中期目標」の部分だと思うが、中期目標に係る法律の規定がそのようになっており、引用している。

（事務局）知事からは大まかな方向性だけを示し、その中で独自にやって欲しいということです。全く勝手にやっていいというものではない。

委 員：第4条第2項は研究等に役立てるため、外部の人間に開放しますということだと思うが、中期計画等の中にこのような内容が記載されているのか。

（事務局）これは収入の部分になると思うが、例えば会議室を貸し出した場合が考えられている。

○役員の報酬等の支給基準について

委 員：これは、現状のもの（給与等の支給基準）を移行したものか。

（事務局）理事長予定者である院長の場合は減ります。将来的に、職員の給与等を適正化していくにあたり、理事長になって給与が上がったというのでは示しがつかないので、まず理事長自らが減額しておくことを考えています。

委 員：支給額のレベルとしては、理事長自らがそうおっしゃられるなら、結構なことと思う。

規程もすっきりしていて、いいと思う。今の県の規定からいようと見直されているのか。

（事務局）考え方として、役員というのは本来ならば年俸制だろうと思っている。その中で、24時間の責任を負う理事長、副理事長、常務理事の3人については、若干高めに積算していたが、高めに積算しても、医者の場合、元々が高い支給基準にいるので届かない。

常務理事については、県の職員が退職派遣されたとしても、ほぼ見合いの額がカバーできる。そのために幅を持たせている。それ以外の方については、ちょっと厳しへに設定している。業績見合いということで、増額というよりも、減額の方を力強く書かせてもらっている。

- 委 員：非常勤役員について、ちょっと疑問がある。非常勤役員は日当になつてゐる。日当的な使い方だけをすることになる。私の個人的な意見としては、外部の有識者で本気で病院のことを気にしてくれる人がいたら、そういう人を活用すればいいと思うが、そういう人にこれで報いられるのかという思いがある。
- (事務局) 例えは本当に専門性を持っておられる方に、理事会だけでなく、こちらから相談に行くことがあるかもしれない。そういう場合も報酬をお支払いしたらどうかと思っている。
- 委 員：非常勤理事の方が理事会に出られる。監事は年に1回程度、監査ということで訪問されて、相談・調査して帰る。それだけでいいのかという思いがある。もう少し外部の方が活用できるような仕組み、3万円で決めてしまうと、ほとんど出来ないような。規程ですので、お願いする、しないは別にして、こういうことが出来る体制だけでもという気がする。
- (事務局) カチッと決めないで幅を持たせた方がいいということですか。
- 委 員：これだと年数回の理事会に出てもらう。監事も同様に数回来て、監査、監査報告をしてもらう、こういうことを考えているのだと思うが。
- 委 員：委員が言われるのは、これだと本気で考えてもらえないのではないかということですね。先ほど事務局が言わされたのは、理事会に委ねるだけでなく、外でも知恵を出してもらう。その時にもこれを支払う。そういうことが月10日あると30万円ということになる。独立行政法人になった時、そのあたりの運用は理事長の裁量の中で行えるということになるのか。
- (事務局) 役員報酬規程の7条には、日額3万円と書いてあるだけなので、予算措置を考えれば、先ほど末長委員長が言わされたように10回来ていただけたら30万円となるが、後ほど説明する予算の中で、一般管理費には30万円までは積んでいない。予算の中で移用等が出来れば可能と考える。
- 病院のためにお知恵をお借りする時間に対して、お支払い出来る金額として、日額としている。月30日フルタイムで来ていただければ90万円ということになる。逆に月額で定めると、少し安めに設定せざるを得ないと考えている。
- 委 員：理事長の方が聞きに行ってもという、そのあたりのところが運用によってかなり変わってくる。そのあたりが、こういう決め方をしているのが、本当にいい運用が出来るということですね。
- 委 員：県の職員は外郭団体に出られた場合、外郭団体では退職金はいただかないという形ですよね。そのあたりは、これで読めるのか。
- (事務局) 12条に、県職員を法人の求めにより退職し、法人の役員となった場合に、満了して、引き続き県職員になった場合は退職金を支払わないとしている。という言い方で法人に負担をかけず、県が負担することとしている。
- 委 員：私が言いたいのは、59歳又は60歳で県を辞められて、それから外郭団体に行かれる場合は、最近、退職金はもらわないということだったと思う。これだとそう読めない。出向で行って、2年間やって県に戻る人についての規程だと思う。
- (事務局) 本案では支払うことにしてある。御意見について検討する。
- 委 員：賞与の支給日は1日なんですか。
- (事務局) その日に退職している人を対象とするということです。支給日については職員の例によるとしている。今現在は6月の場合は30日、12月の場合は15日となっているが、理事長との相談により末日ということになるかもしれない。
- 委 員：退職手当は支給係数が1ということですね。通常、企業の場合だと「月額給料×年数×支給係数」ということになるが、この場合は支給係数が1ということですね。

○中期目標について

- 委 員：「第1 基本的な役割」の修正部分の「ニーズ」という言葉はどうか。
(事務局) 適切な言葉がなかなかなくて。これが一番表している言葉として上がってきた。
- (事務局) 国民、県民のニーズ、ウォンツを分けて、キチッと考えていかないといけない、というのが基本にあるものですから、そこを日本語に直すのは難しかった。
- (事務局) 我々には分かるが、県民に分かるかは難しいんではないかということだと思うが。的確な言葉がなかなか。
- 委 員：要望でもあり、期待でもあり、何か。
- 委 員：岡山県精神科医療センターという言葉は決まっているのか。
- (事務局) 議会でも承認されている。
- 委 員：なにか医療色が強いのかなあ。もう少し健康面というか。いい言葉が思い当たらないが。
- 委 員：こここのところは、前回私が意見を言ったところなので、私としては満足しているか、と言われればそうでもないが、こんなものかなあと思っている。
- 委 員：1行足らずの追加ではなく、もう少し追加されてもいいのかなあと。いわば宣伝、売りのところなので。医療だけでなく、もっと加えてもいいのかなあと。
- 委 員：ここが売りのところであり、他の法人にはないところだと思う。理事長予定者の売りを書かれては。
- 委 員：この中期目標は知事が法人に対して出されるものですよね。それに対して我々が、「こういうふうに修正されたら」という意見を出す。それに対して知事が「とんでもない」と言われた場合、その後、知事から議会へ提出されるわけだが、そのあたりはどうなるのか。
- (事務局) 知事が素案を作って、お示しをして、評価委員会の意見をお伺いする。そして「直されたらどうですか。」という意見を、知事の方で斟酌、参照して案を修正する。それをもって議会の方へ提案し、議会の方で修正が入った場合は、知事が認めるか又は再議をお願いする場合がある。
- 今回の場合は、出来る限り評価委員会の意見を伺いながら、可能な限り修正して、議会へ出したいと考えている。出した時に、議員の方にも分かっていただける文章に作り上げていきたい。そうでないと知事から再議をお願いしないといけないし、勝手に知事が決裁することは出来ない。
- 委 員：前提としては、このようなことです。
- (事務局) 「精神科医療」の中に、単なる医療を提供するだけでなく、これにまつわる周辺のことが含まれていると考えている。
- 委 員：理事長には、中期計画の「はじめに」のところの文章を、もっと力を込めて書いていただきたい。
- 話を伺ったところ、理事長予定者が主体的に独立行政法人化を進められたような気がしている。理事長予定者の思いを「はじめに」のところに、差し支えのない範囲で書いていただきたい。
- (事務局) 自分の言葉で書いてみる。
- 委 員：本日は、中期目標案の方を決定する予定としている。修正するのであれば、どのように修正するか。
- 委 員：表現としてあまり絞られてしまうと。いろいろ幅がある方が、中期計画も幅を持ってやっていけると思う。
- 委 員：個人的な意見を言いますと、私はこれでいいと思う。これ以上、アイデアは出ないと思う。
- 委 員：ふさわしい言葉が思い浮かばないが。福祉といえば広くなりすぎるし、教育的ニュアンスが含められたらと思うんですが。児童・思春期をやるならば、そういうニュアンスもあると思うんですが。
- 委 員：素早いというが、それだけではないんだろうなと。何となく、時間的に早いということで、中身的に十分ということが伝わらないので、どうかなと思う。中身について文章がいるように思う。

- (事務局) 精神科医療・研究・研修という風に、ちょっと広げておくか。
- 委 員：私としては、その方がいいと思う。医療だけに限定すると、指導等が出来ないので。言葉としては分からぬが、イメージとしてはそうだ。
- (事務局) ニーズという言葉がいろいろにとらえられる。精神科医療に対するニーズというのは、単に医療を提供するだけではなく、資質の向上とか、そういったことも含めたニーズというふうにとらえているが。
- 委 委 員：読む側がそう読めばいいが。それで詳しく書いた方がいいかなと思った。
員：委員が言われるよう、「素早い対応と質の向上のために」というふうに、何か入った方が広がりがあるような気がする。医療の質の向上となると教育も入ってくる。
- 委 員：実際、そういうことを目指しているわけですから。
- (事務局) 素早いという言葉を、質の向上も含めて適切にというか、そういう言い方もあるのかなあ。適切であれば、素早いということも入りますし。
- 委 委 員：適切というと抽象的になってしまって、素早いの方がいいまではないか。
員：「県民の精神科医療に対するニーズへの素早い対応と質の向上を行うために」でどうでしょうか。
- 委 員：政策的医療という言葉が何回か出てくる。これは「政策的」というと誤解を与えるのではないか。
- (事務局) 不足している医療、民間では対応できないという意味である。
- 委 員：そういう意味に読めるわけですね。
- (事務局) 通常そのように使っている。強権的医療というわけではない。
- 委 員：通して読んだとき、先ほどの修正でもおかしくはないと思うが、第1のところだけ、通して読んでもらえますか。
- (事務局が通して読む)
- 委 員：この修正はこれでよいか。
- 委 員：「より専門的な医療の提供を進めてきた。」は「きた。」ではなく、今後も進める訳でしょ。
- (事務局) 建替している現段階では、県立岡山病院すでにやっているので、さらに独立行政法人になった場合は、もっと進めるということです。
- 委 員：そういう意味ですか。現在という意味か。
- (事務局) そうです。さらにもっと進めるということです。
- 委 員：「進めてきた。」という現在完了形でいいのか。これから「光と風と緑」というのは、まさに未来進行形ではないのかなあ。
- (事務局) 今までやってきた部分と、今やっていこうという部分、両方含まれていると考えていただきたい。実際、4月に児童思春期は開棟するし、10月には司法病棟が開棟しますので。
- 委 員：「進めてきた。」というより、「いる。」という、課題に対して続いているという方がいいのではないか。
- 委 員：「進めてきた。」を「進めている。」に、「素早い対応を」を「素早い対応と質の向上を」に修正することによろしいか。
- (委員了承)
- 委員長：本案で決定ということで、よろしくお願ひします。
中期目標案はこれで決定したということで、知事へ提出する意見書の案を事務局より配布をお願いします。
- (事務局) 配布した資料は標題部分だけとなっていますが、本日議論・修正いただいた中期目標案をつけて、知事の提出する形を取らせていただきたい。
- 委員長：この形で知事へ提出することでよろしいか。
- (委員了承)
- 委員長：それでは、本意見書を知事へ提出することとします。

○中期計画(～P11まで)について

委 員：P4のセカンドオピニオンについては、入れるべきかなと思う。

(事務局) 個人的な意見もあるが、他科に比べてセカンドオピニオンが成立する

- 土壤が十分出来ていない。それ以上に、自分たちがそれに応えるだけのものを持っていない部分もあるのではないか。それもあって5年間の中で作り上げるのは、難しいと思ったのが正直な気持ちです。
- 委員：完全なものを望めばそうであるが。立ち上げとしては、県立病院がすべきだと考える。公的機関なので、利益を上げるためだという、患者は被害者的に考えることもあり、儲けのための制度というクレームを持って行く場合、県立病院はあるだろうと。事務局の言われることも分かる。1時間でいくらお金を取るということで、実際の役割とか。
- (事務局) それ以上に、今やっている精神科医療が本当にスタンダードに出来ているのかということが、多少疑問を感じている。それをきちんと判定して、多くの場合、患者は本当の意味で、単純にセカンドオピニオンを求めているというより、クレームを言いに来ていたり、こちらの医者にかかりたいなどいろいろなケースが有り、それを整理して、ちゃんとセカンドオピニオンを行うことが出来るかというところがある。委員がそういうていただけるのであれば、かんばってみたいという気持ちもあり、悩ましい。
- 委員：「患者や家族の視点に立った医療」となっているので、事務局が言われる単なるクレーミングでは本当はいけない。本来はもっと質の高いものだと思うが、現実にはそうではない。
- 委員：クレジットカード云々の導入などとはレベルが違う。
- 委員：充実までは行かないけれども、検討の段階では是非必要ではないかと思う。
- 委員：完全な形でなくても。
- (事務局) 委員の方からそういうわれれば、頑張ってみたいと思う。
- 委員：話を伺うと、充実していくのはなかなか難しいけれども、県立病院の立場としてはセカンドオピニオン制度は作っていかないといけないと。
- 委員：開発とか、実施とかいう言葉で、表現を和らげてもやっていく、扱うと。
- (事務局) どこかでやらなければいけないし、公的機関である県立病院がやるのは当然だと思います。
- (事務局) 和らげた表現にして、復活させればいいと思う。
- 委員：県立病院としては、ちゃんとやるべきだという考えはあるんですね。
- (事務局) やりたいという思いはある。
- 委員：完璧なものというのではなくて、そういうものを目指さないといけないし。そのあたりがどういう表現になるか。
- 委員：今は、セカンドオピニオンとしての相談は受けていないのか。
- (事務局) 受けていない。昨年4月以降では、1件ぐらいです。出来ませんと、断りながらやっている。
- (事務局) 他病院で治療されていて、県立病院に受診に来られる方が結構多い。その場合、セカンドオピニオンだけ、意見だけを求められてという形ではなくて、転院したいということで来られる。セカンドオピニオンをある意味、どう制度化していくか工夫がいるが、必要なことである。
- 委員：アルコール依存とか、薬物依存は岡山大学附属病院では十分に対応出来ていない。だから県立病院へ行ってみてごらんと、紹介というより、専門の先生に聞いてごらんというように。
- 委員長：委員会としては、削除してしまうのはどうかということで、次回までに、どういう表現にするか検討するということで。
- 委員：P5に「養成所」という、「養成」というのは古い言葉なので、何かいい表現はないか。
- 委員：法律的には「養成所」となっている。他にいい表現はないかと思っている。
- 委員：「教育機関」ではいけないのか。
- (事務局) 「大学等」にして、養成所も「等」に入れてしまえばどうか。
- (事務局) P6のコメディカルについても「大学等」としてもいいか。
- (委員 了承)
- 委員：第4の業務運営の改善に関する事項は見直しに係ることが書かれているが、P9の(5)費用の節減対策が書かれている。当然書かれていいと思う

が、普通はまず人件費について書かれると思うが。人件費の削減というのも気の毒だと思うが、適切な給与水準への見直しだとか、それを①にして、②が材料費、③が委託費の見直しというのが、一般的だという気がする。

(事務局) 今から組合との交渉があるので、いきなり削減と出すのはどうか。

委 員：人件費については、意図的に書かなかつたのか。

(事務局) この部分はP5の(5)に入れるべきか、P11の「適正な職員配置と人事管理」に書くべきか、理事長予定者と相談しながら検討してきたが、削減とだけ書くのがいいのかということで、はじめは、「業績・能力を反映した任用・給与制度」の中に入るのではと考えていた。最初から削減ありきという表現はどうかと思うので、含みのある言葉で検討したい。

委 員：確かにP11に書いてはいるが、これは給与水準という意味でなく、人事管理と人事評価ということが書かれているので、若干視点が違うのかなという気がしている。

委 員：一応、P11の(3)のところを読んでいくと、当然適正な給与にしないということになっていますね。

(事務局) これは絶対にしなければ、法人は保ちませんから。費用の節減対策のところに、(3)として書くか。

委 員：それは(3)でもいいです。

(事務局) これが3~4年の中で、一番苦労するところなので。やはり働きに応じた、努力に応じた給与、民間と比べて開きが大きくない給与体系にしないといけないということだと思う。そのことを実施していくための話の出し方を順番にやっていかないといけない。

○中期計画(P12~)について

委 員：私の補足説明というのはおこがましいんですが、この表の見方は、別紙2が損益計算書、別紙3がキャッシュフロー計算書と思ってください。別紙1はたぶんキャッシュフロー計算書と中身は同じはずなんですか、県の予算の形式に合わせた形で勘定項目を設定していると思います。それは、県が法人についてチェック、管理監督するために、県ベースでの数字を提出しておかないと県がチェック出来ないので、こういうものが必要なんです。3つの表の整合性を見てみましたが、整合性はあると思います。

この決算書を作るのは大変だと思いますよ。別紙1は従来作っていたものだが、この勘定項目では主たる帳簿は整理しないはずなので、別紙2を帳簿から作成し、別紙3は別紙2から組み替えれば簡単なので、その別紙3から組み替えて別紙1を作成することになると思う。非常にめんどくさいですね。

資料の「収支見通し(平成19年度~平成23年度)」は従来の県ベースで作成されており、別紙1を作る基になっている。

委 員：これで内容的には問題はないんですか。

小川委員：構造としては問題ないと思う。一番気になるのは運営費負担金の見込みですね。これをどの程度、理事長が交渉で確保するか。これがなければ当然赤字になると思う。公的な役割も担うので、その部分もやらないといけない。この見込みは、現時点での健康対策課の試算でしょうから、これがどうなるかは理事長しだいでしょうね。

委 員：運営費負担金の見込みというのは。

(事務局) 運営費負担金の見込みについては、地方交付税の病床あたりいくら、建設改良費の何%、利子償還金の何%といった積算基準がありますが、それをマキシムで見込んでいる。ですから地方交付税全体が減ったり、積算単価が下げられた時には、運営費負担金は下がることになる。

今ある制度の中で、1番高いところを見込んで積み上げているので、国の制度が変われば厳しくなる。

運営費負担金だけでなく、診療報酬点数も薬価も同様の考え方で見込みを積算している。

委 員：大学の方でも、学生1人当たりいくらという国の運営負担金の基準がある。この見込みでは、国が出してくれるお金をそのまま病院へ回すというス

タンスで書かれているわけですよね。国の地方交付税は大赤字なので、長期的傾向からして削減するというのが大前提でしょう。ですから、このままもらおうとしたら、県の持ち出しが出てくる。

(事務局) 地方交付税の交付にあたっての積算根拠にはなるが、国から来るときは「病院へ」という色はついてなく、全部まとめて来るので、それをどう使うかは自治体の裁量に任されている。県財政が非常に厳しいとなってくれば、全額あげられませんよとなってくる。そういう可能性はある。そういう不安定要素を抱えながら出発ということになる。

満額もらえることを前提に計画を組んでいるので、減額ということが起これば、見直しをしていかないといけない。決して楽な運営ではない。

委 員：減価償却費の部分は、移管される建物について、適正な耐用年数を見込んで計算していると考えればよいか。国立大学等はわりと民間より耐用年数が短く、減価償却が早いんです。税法という縛りがないので、ある程度自由に耐用年数を決定しているので、どうも早いような気がしている。

(事務局) 施設については、補助金の適化法があります。これは財務省が作っており、ビルであれば60年程度の耐用年数とか、そういう形で示されているので、それに基づいてやっている。機械器具については、税法の中の8年償却、10年償却の中で組み込んでいる。

委 員：それなら、ほぼ税法で考えられているということですね。

委 員：運営負担金がどうなるかということはあるが、ウエイト的には診療業務に係るものが高い。そのあたりを如何に増やすか、計画どおり行くかということが大きい。

(事務局) 経営だけを考えると、7千万の赤字が出る児童思春期はやらない方がいい。それではダメなので、他のところでその赤字を若干吸収しながらでもやっていかないと、何のためにセンターとしてあるのか分からぬ。

委 員：そのあたりで、民業との関係も出てくる。やりすぎてもいけないし。

(事務局) 児童思春期については、やっても赤字なので民間では手が出せない。しかし、どうしてもやらないといけない。こどもに対する手厚い施策というのは、県全体で実施していることですから。

委 員：施設もかわり、いろいろガラッと変わっている中で、5年間の事業計画をピタッと出すのは難しいのではないか。

(事務局) 大雑把なことしか分からない。せいぜい2年ぐらいを見ながら行くしかないんじゃないかと思っている。

しかし、全く嘘の数字を言っているわけではない。しっかり調査して出している。総務省からみると、岡山県立病院は、現時点では独法化するのに適した状態にあるとの評価を受けている。

委 員：医療収益に占める職員給与費比率が平成19年度95%になっているが、高い数字ですよね。

(事務局) 新年度は高くなる。現院長になって1年だけ102%で、100%を超えたことがあったが、全国の自治体の精神科単科の病院では、だいたい100%を超えている。超えるのが普通と思われている。それでは困るので、せめて80%程度にはもっていきたいと考えている。そうしないと事業は出来ない。

○その他

次回の開催日を次のとおり決定した。

・3月6日(火) 15時30分～

岡山県庁内(病院関係)